

市立保育所民間移管事業の事業検証報告について

1 趣旨

市立保育所民間移管事業は、平成 16 年度の事業開始以降、3 年毎に検証しながら進め、これまでに 44 園を移管しました。この間、26 年 9 月にネットワーク事務局園 54 園を公表し、それ以外の市立園を移管等の対象としたことを受け、27 年 2 月に今後の事業計画を策定しました。

今回の検証は、全ての移管等対象園の計画を公表して以来初めての事業検証であるため、従来の事業実績調査及び直近 3 年間の振り返りに加え、事業計画に沿って円滑に事業を進めるために参考となるデータの収集を行いました。

2 事業概要

(1) 事業目的

- ア 民間保育所のもつ柔軟性や効率性を活かして、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応します。
- イ 民間の力の活用による保育所の施設整備を通じて、保育環境の改善、増築等による待機児童の解消、地域における子育て支援の充実に向けた取組を推進します。

(2) 事業計画（平成 26 年度策定）

- ア 16～25 年度まで年 4 園ずつ（22 年度を除く）、26～29 年度 2 園ずつの計 44 園の移管を実施し、現在、30 年度 3 園、31 年度 4 園の移管を進めています。
- イ 移管等対象園（32 年度以降 19 園）については、原則年 4 園ずつ移管を進め、36 年 4 月をもってすべての移管を完了予定です。

3 検証の内容・方法

(1) 事業実績調査

【検証方法】事業開始からこれまでの移管園（44 園）の運営状況調査

(2) 直近 3 年間（27～29 年度移管）の振り返り

【検証方法】

- ア 保護者アンケート
- イ 移管先法人アンケート
- ウ 民間移管対象園に勤務していた市立園長及び主任保育士アンケート
- エ 法人選考委員（25～27 年度法人選考委員会 委員）アンケート
- オ 法人選考委員による既移管園の実地調査、施設長へのヒアリング
- カ その他（移管前の三者協議会やアンケート等、移管先法人や保護者からの意見）

(3) 移管予定年度（30・31 年度）が公表された園の関係者への意見聴取

【検証方法】

- ア 30・31 年度移管予定園保護者アンケート
- イ 30 年度移管予定園 移管先法人アンケート
- ウ 30・31 年度移管予定園に勤務する市立園長及び主任保育士アンケート
- エ その他（移管前の三者協議会やアンケート等、移管先法人や保護者からの意見）

(4) 民間移管事業に対する法人意向調査

【検証方法】

- ア 市内認可保育所運営法人へのアンケートの実施
- イ 31 年度移管法人募集説明会参加法人へのアンケートの実施

4 検証データから見る事業実績

(1) 事業実績調査

ア 移管条件達成状況

- (ア) 開所時間の延長、主食提供、土曜給食提供 ⇒ **44 園全園で実施**
- (イ) 一時保育 ⇒ **39 園で実施**
 （移管後 3 年以内を目途に保護者との協議を踏まえて対応）
- (ウ) その他：民間法人ならではの行事の導入等のサービス拡充
 お泊り保育、バス遠足、クッキング等

イ 移管後の施設整備状況

- (ア) 老朽改築等施設改修の実施（29 年度実施予定分を含む）
延べ 20 園（増築 2 園、改築 18 園）**390 人の定員増**（内 0～2 歳児 345 人）
 ※うち 1 園は、移管後 7 年後に増築、さらにその 4 年後に改築を実施しており、2 園としてカウントしています。
- (イ) 中規模修繕事業の実施（上限 500 万円の 2/3 補助事業）
41 件（トイレ改修、空調改修、給排水設備改修 等）
- (ウ) その他
 調理設備の部分的な改修、備品の更新等について、園ごとに柔軟に対応

ウ 運営の効率化

	27～29 年度移管	16～29 年度移管
縮減額（単年度合計）	約 2 億 5,700 万円	約 9 億 3,400 万円 （累計約 72 億 2,900 万円）

（裏面へ続く）

(2) 直近3年間(27~29年度移管)の振り返り

ア 保護者の満足度

【アンケート実施時期】29年7月

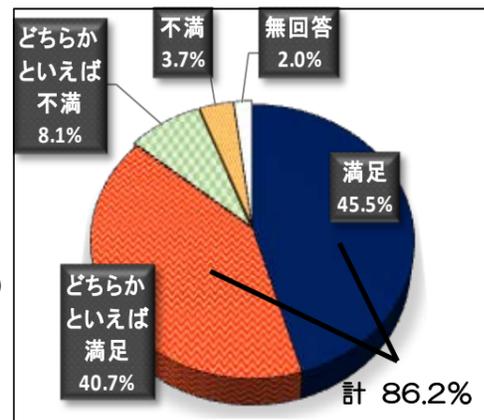
【対象者】27~29年度移管園(6園)に在園する全児童の保護者

配付世帯数 537世帯

回答回収数 246世帯

回収率 45.8%

(前回検証 52.7%、前々回 48.6%)



(ア) 総合的満足度

「満足」「どちらかといえば満足」・・・**86.2%**

(前回 90.3%、前々回 87.0%)

(参考: 前回検証)

・満足: 50.2% ・どちらかといえば満足: 40.1%

・どちらかといえば不満: 5.9% ・不満: 2.2%

・無回答: 1.6%

(イ) 移管の進め方に関する評価 「ちょうどよい」と回答した保護者の割合

- ・移管園公表から移管までの期間(2年6か月)・・・72.7%(前回 63.2%)
- ・引継ぎの期間(1年間)・・・71.3%(前回 64.7%)
- ・共同保育の期間(3か月)・・・52.4%(前回 52.2%)

イ 移管先6法人 アンケート意見(抜粋)

- ・移管事業の進め方や選考方法についてはちょうどよい。
- ・施設の老朽化が著しく、移管直後から修繕が必要。
- ・共同保育の期間はちょうどよいが、もっと法人職員間での共有を図る時間があるとよかった。

ウ 法人選考委員 アンケート意見(抜粋)

- ・選考基準や評価項目は現行通りがよい。
- ・選考の参考にするため、移管後の法人や園の情報がもっとあるとよい。

(3) 移管予定年度(30・31年度)が公表された園の関係者意見

ア 30・31年度移管予定園(7園) 保護者アンケート結果

(ア) 移管園公表から移管までの期間(2年6か月)について

「ちょうどよい」と回答した保護者の割合・・・61.1%

- ・十分な心の準備をする時間がある。
- ・入園を検討するときには知りたい。

(イ) 保護者説明会について

「よくわかった」「おおむねわかった」と回答した保護者の割合・・・85.5%

- ・これまでの移管園の受託法人のことが知りたい。
- ・移管後の保護者意見をもっと知りたい。

イ 30年度移管予定園 移管先法人(3法人) アンケート結果

(ア) 移管公表から移管までの期間(2年6か月)等移管の進め方について

「ちょうどよい」と回答した法人・・・全3法人

(4) 民間移管事業に対する法人の意向

ア 市内認可保育所運営法人アンケート意見(抜粋)

- ・法人が運営している園と連携ができる立地条件での移管受託を希望する。
- ・人材確保が難しい。

5 今後の民間移管事業の実施にあたって

今回実施した検証における保護者や法人等へのアンケート結果や実施状況を踏まえ、これまでどおり十分な準備期間を設け、今後も丁寧に移管事業を進めていきます。

移管等対象園と今後の事業計画(30年度以降)

移管年度	移管等対象園(園名は行政区順)
30	菅田(神奈川)、並木第二(金沢)、下瀬谷(瀬谷)
31	上永谷西(港南)、川島(保土ヶ谷)、杉田(磯子)、荏田西(青葉)
32~34	清水ヶ丘、三春台(南)、笹下南、野庭(港南)、川井宿、白根(旭)、滝頭(磯子)、竹山(緑)、荏田北(青葉)、茅ヶ崎(都筑)、俣野(戸塚)、細谷戸(瀬谷)
35~36	上大岡東(港南)、向台(保土ヶ谷)、釜利谷(金沢)、菊名(港北)、舞岡(戸塚)、上郷※、公田(栄)

※移管を延期していた上郷保育園については、35年度以降の移管とします。

【参考】市立保育所 ネットワーク事務局園一覧

区名	保育所名	区名	保育所名
鶴見	潮田・芦穂崎・馬場・鶴見	金沢	金沢さくら・南六浦・並木
神奈川	松見・神大寺・西菅田	港北	港北・大曽根・南日吉・太尾
西	南浅間	緑	十日市場・長津田・鴨居
中	錦・山手・竹之丸	青葉	美しが丘・奈良・すすき野・荏田
南	しろばら・永田・井土ヶ谷	都筑	大熊・みどり・中川西・茅ヶ崎南
港南	野庭第二・大久保・港南台第二	戸塚	川上・原宿・汲沢
保土ヶ谷	神戸・岩井・天王町	栄	飯島・桂台
旭	左近山・ひかりが丘・今宿・柏	泉	北上飯田・和泉
磯子	東滝頭・洋光台第二	瀬谷	瀬谷第二・中屋敷・二ツ橋

6 今後検討すべき課題

民間移管事業の実施にあたっては、法人が事業計画を参考に、計画的に民間移管への応募を検討することができるようになったことに対応し、今後も安定的に応募法人数を確保していくことが課題です。

(考えられる対応策)

- ・法人への情報提供の時期、内容及び周知方法等の見直し
- ・老朽化した施設・設備等の環境改善に対する支援 等

市立保育所民間移管
検証結果報告書

平成 29 年9 月

横浜市こども青少年局

市立保育所民間移管検証結果報告書 目次

はじめに	1
I 事業概要	2
1 事業開始の経緯	2
2 事業目的	2
3 基本的な考え方	2
4 移管方法	2
5 事業計画	3
6 移管事業の進め方	4
7 横浜市立保育園廃止処分取消請求事件訴訟について	6
II 検証の趣旨・方法	8
1 検証の趣旨	8
2 検証の内容・方法	8
III これまでの移管実績及び移管後の運営状況等	9
1 移管条件及びその実施状況	9
2 その他園独自の改善	10
3 移管後の施設整備等	10
4 運営の効率化	10
IV 直近3年間（27～29年度移管）の振り返り	12
1 保護者アンケート結果	12
2 移管先法人アンケート結果	17
3 市立職員（園長・主任保育士）アンケート結果	20
4 法人選考委員アンケート結果	21
V 移管予定年度公表園の関係者への意見聴取	24
1 30・31年度移管予定園 保護者アンケート結果	24
2 30年度移管予定園 移管先法人アンケート結果	26
3 30・31年度移管予定園 市立職員（園長・主任保育士）アンケート結果	27
VI 民間移管事業に対する法人意向調査	28
1 市内認可保育所運営法人 アンケート結果	28
2 31年度移管 法人募集説明会参加法人 アンケート結果	30
VII まとめ	32
1 事業評価	32
2 今後検討すべき課題	33
3 今後の民間移管事業の実施にあたって	34

はじめに

横浜市では、厳しい財政状況の中、民間保育所の持つ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくことを目的に、平成16年度から市立保育所の民間移管を開始し、これまで44園の移管を完了しました。

26年度以前は、3年を1期として、期ごとに既移管園の保護者、移管先法人及び法人選考委員等によるアンケート等を実施し、「検証結果報告書」としてまとめたうえで、それらを踏まえ、次期3か年の事業計画を策定しながら移管を進めてきました。その際、計画に定めていたのは移管園数のみであり、該当園名については、移管の2年6か月前に公表していたため、保護者や法人から「入所児童が卒園してから移管すべき」「今後の計画を示してほしい」というご意見をいただいていた。

そこで、26年9月には「市立保育所のあり方」に関する基本方針を示し、市立保育所のうち、54園を「ネットワーク事務局園」に指定するとともに、それ以外は、民間移管等の対象として検討することとしました。これを受け、26年度の事業検証では、従来の直近3年間の検証に加え、事業開始当初からの振り返りを行い、総括的な検証を実施すると共に、27年2月には、検証結果の報告と合わせて、全ての移管等対象園の事業計画を策定し、公表しました。

今回の検証は、これまでと異なり、事業完了までの計画を策定した後の検証となるため、過年度の効果測定により事業振り返りを実施するとともに、今後の計画全体を見据えた円滑な事業推進につなげるため、参考となるデータの収集を行いました。

この振り返り内容を踏まえ、36年4月をもって全ての移管を完了する今後の事業計画に沿って事業を進めていきます。

I 事業概要

1 事業開始の経緯

女性の社会進出の増加や就業構造の変化によって、保育所の利用希望者が急増するとともに、子育てに関する様々なニーズが増大しています。就労支援や家庭の育児支援等、保育所に求められる役割も多様化している中で、限られた財源を有効に活用して、育児を取り巻く環境の改善を進めていくことが、本市においても重要な課題となっています。

こうした背景や課題のもとで、平成15年2月に、横浜市児童福祉審議会から今後の保育施策についての「意見具申」が出され、本市ではこの意見具申の考え方をもとに、15年4月に「今後の重点保育施策（方針）」を策定し、この方針に基づいて、16年度から移管事業を進めています。

〈横浜市児童福祉審議会 意見具申（平成15年2月、抜粋）〉

- ・民間保育所が公立保育所に比べて「柔軟かつ効率的な運営が期待できる」点に着目し、今後は公立保育所の民営化について児童福祉を増進するという観点を踏まえて実施していくことが必要であると考えます。

2 事業目的

現在は、次の2点を主な事業目的としています。

- (1) 民間保育所のもつ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応します。
- (2) 民間の力の活用による保育所の施設整備を通じて、保育環境の改善、増築等による待機児童の解消、地域における子育て支援の充実に向けた取組を推進します。

3 基本的な考え方

移管にあたっては、保護者との信頼関係を基本とし、子どもの最善の利益が図られるよう、次の考え方のもとで進めていくよう配慮しています。

- (1) 保育の質を確保し、保育サービスの向上が図られるよう優良な法人を選考するとともに、移管までの十分な準備期間を確保します。
- (2) 児童への影響に配慮し、十分な引継ぎや移管後のフォローを行います。
- (3) 保護者との話し合いを基本に、保護者の意見や要望を事業内容に反映していきます。
- (4) 民間移管の目的や実施内容について十分な情報提供を行います。

4 移管方法

- (1) 土地：無償貸付
- (2) 建物：資産評価額に応じて有償譲渡
- (3) 移管先：認可保育所等^{*}の運営実績のある社会福祉法人、公益法人

^{*}幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園を含む。

5 事業計画

平成26年度以前は、3年を1期として、期ごとに既移管園の保護者、運営法人及び法人選考委員等によるアンケート等を実施し、それらを踏まえ「検証結果報告書」としてまとめた上で、次期3か年の事業計画を策定しながら移管を進めてきました。

26年9月には「市立保育所のあり方」に関する基本方針を示し、市立保育所のうち、54園を「ネットワーク事務局園」に指定。それ以外は、民間移管等の対象として検討することとしました。

これを受け、26年度の事業検証では、直近3年間の検証に加え、事業開始当初からの振り返りを行い、総括的な検証を実施。27年2月には、検証結果の報告と共に、全ての移管等対象園の事業計画を策定し、公表しました。

<民間移管等対象園の事業計画> (各園の移管年度は移管の2年6か月前に公表)

年度	移管等対象園 (丸数字は移管予定年度)	
30～31	③⑩菅田 (神奈川)、③⑩並木第二 (金沢)、③⑩下瀬谷 (瀬谷) ③⑪上永谷西 (港南)、③⑪川島 (保土ヶ谷)、③⑪杉田 (磯子)、③⑪荏田西 (青葉)	
32～34	清水ヶ丘、三春台 (南)、笹下南、野庭 (港南)、川井宿、白根 (旭)、 滝頭 (磯子)、竹山 (緑)、荏田北 (青葉)、茅ヶ崎 (都筑)、 俣野 (戸塚)、細谷戸 (瀬谷)	上郷 (栄)
35～36	上大岡東 (港南)、向台 (保土ヶ谷)、釜利谷 (金沢)、菊名 (港北)、 舞岡 (戸塚)、公田 (栄)	

<市立保育所 ネットワーク事務局園一覧>

区名	保育所名	区名	保育所名
鶴見	潮田・芦穂崎・馬場・鶴見	金沢	金沢さくら・南六浦・並木
神奈川	松見・神大寺・西菅田	港北	港北・大曾根・南日吉・太尾
西	南浅間	緑	十日市場・長津田・鴨居
中	錦・山手・竹之丸	青葉	美しが丘・奈良・すすき野・荏田
南	しろばら・永田・井土ヶ谷	都筑	大熊・みどり・中川西・茅ヶ崎南
港南	野庭第二・大久保・港南台第二	戸塚	川上・原宿・汲沢
保土ヶ谷	神戸・岩井・天王町	栄	飯島・桂台
旭	左近山・ひかりが丘・今宿・柏	泉	北上飯田・和泉
磯子	東滝頭・洋光台第二	瀬谷	瀬谷第二・中屋敷・二ツ橋

6 移管事業の進め方

現在の移管事業は、移管予定園公表から移管まで2年と6か月の準備期間を確保し、概ね次表で示すスケジュールに沿って進めています。

3年前	9月末	移管予定園公表	
	10月		第1回保護者説明会
	11月		
	12月		個別相談
	1月	保護者説明	
	2月		在園児保護者アンケート
	3月		入園説明会での資料配付
2年前	4月	法人選考	新入園児保護者アンケート 第2回保護者説明会（新入園児向け） 第1回法人選考委員会
	5月		法人選考委員による移管予定園訪問・保護者ヒアリング 第2回法人選考委員会
	6月	法人募集	
	7月	応募受付	既移管園見学会
	8月		1次選考書類（保育理念等）の保護者閲覧 第3回法人選考委員会（1次選考）
	9月	実地調査	
	10月	法人面接	第4回法人選考委員会
	11月	法人決定	第5回法人選考委員会（2次選考） 移管先法人発表
	12月		
	1月		第3回保護者説明会（法人紹介）
	2月		移管前共同保育見学会
	3月		入園説明会での資料配付
	1年前	4月	引継ぎ
5月			
6月			
7月			第2回三者協議会
8月			
9月			第3回三者協議会
10月			
11月			第4回三者協議会
12月			
1月			
2月	共同保育	第5回三者協議会	
3月			
移管	4月以降	移管先法人による運営開始（4月～） アフターフォロー 三者協議会	

(1) 移管予定園の選定

施設の老朽化状況、立地条件、児童の利用状況、利便性、地域特性等を総合的に勘案し、移管の2年6か月前に事業計画の同一期から4園を選定、公表しています。

【配慮事項】

- 原則として、同一区の園が2か年度連続して移管対象にならないように区への配慮。
- 該当園において、移管業務と大規模工事等が重ならないように園への配慮。

(2) 保護者説明

民間移管事業を円滑に進めるためには保護者の理解と協力が不可欠です。保護者の不安解消・理解促進に向けて十分な説明をするため、保護者説明会、個別相談、既に移管した園の見学会等を複数回に渡って実施しています。この他、移管準備の進行にあわせて適宜、情報提供を行っています。

保護者説明会等に際しては、できるだけ多くの保護者に参加していただけるよう、園ごとに保護者のお迎え時間帯を考慮するなど、工夫して取り組んでいます。

(3) 法人募集

移管2年前の6月に法人募集を行っています。募集にあたっては、移管予定園の公表後及び法人募集説明会の開催前に、市内外を問わず応募要件を満たす法人を対象にダイレクトメール（約1,800通）を送付しています。また、関係団体ホームページにも募集案内掲載を依頼するなど、積極的に情報提供しています。

(4) 法人選考

客観性と専門性を確保する観点から、学識経験者や福祉関係者等からなる「横浜市立保育所の民間移管にかかる法人選考委員会」（本市附属機関「横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会」の分科会）において移管先法人を選考しています。

選考は、移管前々年度の4月から11月までの間、5回の委員会を経て、約8か月にわたり行われます。その間、選考基準や選考方法を議論の上決定し、移管予定園訪問による保護者ヒアリングを行い、書類審査、法人が運営する園への実地調査、各法人の理事長、施設長及び主任保育士の予定者、並びに会計担当者の面接等を経て、移管先法人を決定しています。

<これまでの法人応募状況及び移管先法人の所在地別内訳（移管時）>

移管年度	応募				移管先			
	小計	市内	県内	県外	小計	市内	県内	県外
16年度	18	10	0	8	4	3	0	1
17年度	24	11	3	10	4	3	0	1
18年度	17	7	1	9	4	2	1	1
19年度	15	6	2	7	4	2	0	2
20年度	13	5	1	7	4	1	0	3
21年度	16	5	2	9	4	2	1	1
23年度	16	5	2	9	4	2	0	2
24年度	19	2	2	15	4	1	0	3
25年度	20	6	4	10	4	2	1	1
26年度	22	3	1	18	2	1	0	1
27年度	20	5	0	15	2	1	0	1
28年度	8	0	1	7	2	0	1	1
29年度	19	7	1	11	2	2	0	0
30年度	17	3	3	11	3	1	0	2
合計	244	75	23	146	47	23	4	20

(5) 民間移管にあたっての諸条件

移管先法人には、通常の民間保育所に求める運営基準（国の定める最低基準や本市基準等）に加え、「横浜市立保育所の民間移管にあたっての諸条件」を付しています。その内容は、保育の基本的な内容に加え保護者の声やこれまでの移管状況、法人選考委員会での議論も踏まえて、移管年度ごとに本市が決定しています。

(6) 三者協議会

移管前 1 年間及び移管後当分の間（最長で移管日の前日に在園していた児童が卒園するまでの間）、保護者、移管先法人及び横浜市からなる三者協議会を設置して、保育内容等について話し合いを行っています。

移管前は、主な議題である「移管後の保育」に加え、園名、クラス名、行事、並びに費用負担が発生する延長保育・主食提供の金額及び費用徴収方法などを協議し、決定しています。

移管後は、移管条件にかかる事項の変更についての協議や、日常の保育についての情報交換が行われています。

(7) 引継ぎ・共同保育

移管後の環境の変化により児童に負担を与えないよう、保育内容の継承及び児童との信頼関係づくりのため、1 年間をかけて「引継ぎ・共同保育」を実施しています。

移管 1 年前の 4 月から、施設長予定者及び主任保育士予定者が、児童の様子を含めて行事、施設・設備、近隣の状況等、園の全体像を把握するための引継ぎをします。

移管 3 か月前の 1 月からは、児童・保護者との信頼関係づくりを目的に、各クラスに担任予定の法人保育士が入り、市立職員との共同保育や、保護者との個人面談等を実施しています。

また、移管先法人が市外法人の場合もあることから、年間を通して横浜市の研修プログラムを受講できるようにしています。

(8) アフターフォロー

円滑な運営の移行及び運営主体が変更することによる子どもへの影響がないようにするため、移管後一定の期間、市職員（移管前の園長及び保育士、市立園長経験者等）によるアフターフォロー訪問を実施しています。

7 横浜市立保育園廃止処分取消請求事件訴訟について

この訴訟は、平成 16 年度に移管した 4 園の一部の保護者から、園を廃止する処分の取消と損害賠償を求めて提起されたものです。

一審の横浜地裁判決（平成 18 年 5 月 22 日）では、民営化を平成 16 年 4 月 1 日に実施するとしたことは違法と認定され、損害賠償（一世帯 10 万円）を命じられました。

一方、二審の東京高裁判決（平成 21 年 1 月 29 日）では、処分の取消を求める請求は不適法であり、却下を免れないとされ、損害賠償請求についても棄却されました。

その後、最高裁判所に上告受理の申立がなされ、平成 21 年 11 月 26 日に最高裁の判決が出されました。判決の概要は以下の通りです。

(1) 本件改正条例の処分性について

本件改正条例は、本件各保育所の廃止のみを内容とするものであって、他に行政庁の処分を待つことなく、その施行により各保育所廃止の効果を発生させ、限られた特定の者らに対して、直接、当該保育所において保育を受けることを期待し得る法的地位を奪う結果を生じさせるものである。

本件改正条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

(2) 取消請求について

本件改正条例の制定行為の取消しを求める部分を不適法として却下した原審の判断には、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらないとした点において、法令の解釈適用を誤った違法がある。

しかしながら、現時点においては、上告人らに係る保育の実施期間がすべて満了していることから、訴えの利益は失われたものというべき。

原審の判断は、結論において是認することができる。

※なお、国家賠償請求に関する部分は、申立てが受理されていません。

II. 検証の趣旨・方法

1 検証の趣旨

市立保育所民間移管事業は、平成 16 年度の事業開始以降、3 年毎に検証しながら進め、これまでに、44 園を移管しました。

26 年 9 月にネットワーク事務局園 54 園を公表したことにより、それ以外の市立園を移管等の対象とし、27 年 2 月に今後の事業計画を策定しました。

今回の検証は、全ての移管等対象園の計画を公表して以来初めての事業検証であるため、従来 of 事業実績調査及び直近 3 年間の振り返りに加え、事業計画に沿って円滑に事業を進めるために参考となるデータの収集を行いました。

2 検証の内容・方法

(1) 事業実績調査

【検証方法】

事業開始からこれまでの移管園（44 園）の運営状況調査

(2) 直近 3 年間の（27～29 年度移管）振り返り

【検証方法】

ア 保護者アンケート

イ 移管先法人アンケート

ウ 民間移管対象園に勤務していた市立園長及び主任保育士アンケート

エ 法人選考委員（25～27 年度法人選考委員会 委員）アンケート

オ 法人選考委員による既移管園の実地調査、施設長へのヒアリング

カ その他（移管前の三者協議会やアンケート等、移管先法人や保護者からの意見）

(3) 移管年度（30・31 年度）が公表された園の関係者への意見聴取

【検証方法】

ア 30・31 年度移管予定園 保護者アンケート

イ 30 年度移管予定園 移管先法人アンケート

ウ 30・31 年度移管予定園に勤務する市立園長及び主任保育士アンケート

エ その他（移管前の三者協議会やアンケート等、移管先法人や保護者からの意見）

(4) 民間移管事業に対する法人意向調査

【検証方法】

ア 市内認可保育所運営法人へのアンケートの実施

イ 31 年度移管法人募集説明会参加法人へのアンケートの実施

Ⅲ これまでの移管実績及び移管後の運営状況等

1 移管条件及びその実施状況

(1) 保育所運営条件

民間移管にあたっては、移管保育所の保育の継承を基本とすることを前提に、以下の①～⑪の項目について条件を定めており、これまでの移管園では、移管条件を遵守した保育が行われています。

①定員構成の継承 ②受入年齢の継承 ③障害児保育の実施 ④休園日
⑤費用負担 ⑥年間行事の継承 ⑦地域子育て支援事業の実施 ⑧施設の地域開放
⑨苦情解決の仕組みの整備 ⑩宗教的行事を行わないこと ⑪食育への取組

(2) 多様な保育ニーズへの対応

事業目的の1つである「多様な保育ニーズへの迅速かつ効率的な対応」という観点から、前項「(1)保育所運営条件」に加えて、以下の①～④のサービスの実施を条件としています。これまでの移管園では、「一時保育」を除き(※)、全てのサービスを移管と同時に全園で実施しています。

①開所時間の延長 ②3歳児以上の主食提供 ③土曜日の給食提供 ④一時保育

※一時保育については、在園児以外の児童を受け入れることから、在園児保護者の合意を得た上で、移管後3年以内を目途に実施することとしており、平成29年4月現在、既移管園44園中39園で実施しています。

(3) 職員の確保

保育の質を担保するため経験者の確保を条件としており、移管時において全ての移管園で遵守されています。なお、移管条件の履行状況については、適用期間中(移管日の前日に在園していた児童が卒園するまでの間)遵守されているかについて、毎年度確認をしています。現在の条件は以下のとおりです。

<施設長>下記のいずれかに該当すること

- ① 社会福祉事業経験15年以上(うち認可保育所経験3年以上)
- ② 認可保育所での保育経験12年以上
- ③ 社会福祉事業経験10年以上(うち認可保育所施設長経験3年以上)

<保育士>

- ① 保育経験10年以上又は法人園での経験が7年以上：2人以上
- ② 保育経験5年以上：3分の1以上(上記2人を除く数を母数とする。)

(4) 三者協議会

移管前及び移管後当分の間(最長で移管日の前日に在園していた児童が卒園するまでの間)、当該保育所の保護者、移管先法人及び横浜市からなる三者協議会を設置して、保育内容等について調整することを条件としています。

現在の開催頻度及び内容については、移管前は年5回程度開催し、主に移管後の保

育内容について、移管後は年3回程度開催し、移管条件にかかる事項の変更についての協議や、日常の保育についての情報交換が行われています。

(5) 福祉サービス第三者評価の受審

「福祉サービス第三者評価」は、提供するサービスの質を、当事者（利用者や事業者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価を行い、評価結果を広く公表するものです。利用者の適切な事業者選択の促進と、事業者の自主的なサービスの質の向上を図るために導入されています。

平成17年度以降の民間移管では、「移管後、3年以内に第三者評価を受審する」ことを条件としており、概ね3年以内に受審されています。

<横浜市福祉サービス第三者評価の内容>

- | | |
|----------------|-----------------|
| ○利用者家族アンケートの実施 | ○利用者本人調査の実施 |
| ○事業者自己評価 | ○事業者調査（現地調査、面接） |

2 その他園独自の改善

(1) 保育・行事等の企画

各園において、移管前の市立保育所の行事を基本的に継承しつつ、法人の特長を活かすような新たな行事の導入や、保護者会活動軽減を図る取組などが行われています。

例：お泊まり保育、バス遠足、姉妹園との相互交流、保護者会主催行事の継承等

(2) 食育の推進

移管前と比較して、園に栄養士が配置されていること等により、各園独自に食育の取組を進めています。

例：産地にこだわった食材、お花見ランチ、バイキング、流しそうめん、保護者の給食試食、地方の郷土料理を取り入れた給食等

(3) その他

民間ならではの柔軟性を活かして、利便性等の向上が図られています。

例：セキュリティ機器の導入、園HPの開設、新規調理設備の導入、駐車場の整備、アルバム製作等

3 移管後の施設整備等

民間の力の活用による保育環境改善の一環として、定員増を含む増改築が行われています。29年7月現在準備中の施設も含め、既移管園44園のうち、20園で、合わせて390人分の定員増となる見込みです。

他にも、各施設の状況に応じて、トイレ、空調設備、給排水設備の改修等、保育環境の改善が図られています。

4 運営の効率化

保育所運営経費について、これまでの民間移管において移管前後で利用児童数や保育

所開所時間などが同じ条件であると仮定して縮減額を試算しました。縮減額は移管園の規模によって変動しますが、合計すると44園分で9億3,400万円、平均して約18%の運営経費が縮減されることとなります。また、累計すると、29年度末現在で72億2,900万円の縮減となる見込みです。

<移管園の事業費縮減額（試算）>

移管年度	縮減額（年）／縮減率	経過年数	（参考）移管園の規模	
16年度	1億2,400万円／20%	14年	150人規模1園	100人規模2園 60人規模1園
17年度	5,500万円／15%	13年	90人規模1園	60人規模3園
18年度	9,800万円／17%	12年	100人規模3園	60人規模1園
19年度	8,700万円／17%	11年	120人規模1園	100人規模1園 60人規模2園
20年度	5,500万円／16%	10年	60人規模4園	
21年度	6,200万円／19%	9年	60人規模4園	
23年度	5,500万円／17%	7年	60人規模4園	
24年度	2,000万円／7%	6年	60人規模4園	
25年度	7,300万円／21%	5年	90人規模1園	60人規模3園
26年度	4,800万円／21%	4年	100人規模1園	60人規模1園
27年度	7,800万円／25%	3年	100人規模2園	
28年度	6,200万円／22%	2年	120人規模1園	70人規模1園
29年度	1億1,700万円／29%	1年	120人規模2園	
合計	9億3,400万円／18%	累計（縮減額×経過年数の合計）	72億2,900万円	

IV. 直近3年間（27～29年度移管）の振り返り

1 保護者アンケート結果

移管後の保育内容や園運営に対する満足度について、平成27～29年度移管園の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

●アンケート調査概要（29年7月実施）

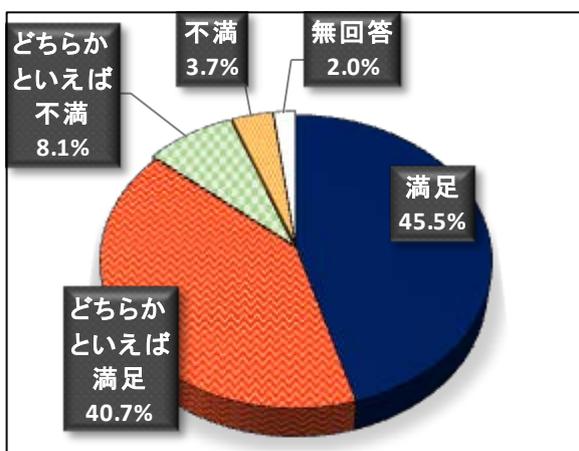
【配付対象】27～29年度移管園に在園している全児童の保護者

【配付世帯数】537世帯 【回答世帯数】246世帯（回収率45.8%）

【回答者属性】移管前から在園の保護者58.1%、移管後に入園の保護者41.9%

●アンケート結果概要（グラフ中の数値は小数点第二位を四捨五入しています。）

(1) 総合的満足度



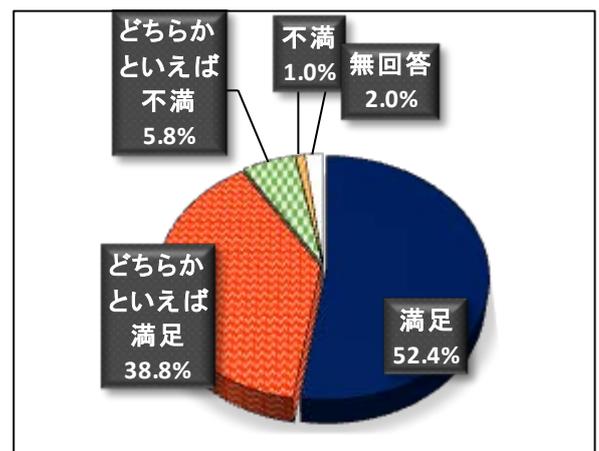
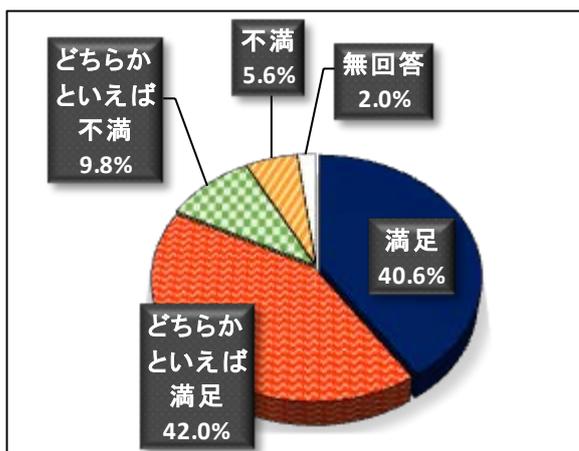
【主な意見】

- ・柔軟な対応や工夫により助かっている
- ・子どもに合わせて保育をしてくれる
- ・子どもが、とてもものびのび通っている
- ・駐車スペースができてよかった
- ・園舎の古さとセキュリティ面が少し心配
- ・先生方に保育園の良さを引き継いでいてほしい
- ・市立園が引き継がれていて安心だが、民間の良さをもっと出してもよい
- ・職員の交代が多い

【移管前後による保護者の意見比較】

<移管前から在園の保護者（143世帯）>

<移管後に入園の保護者（103世帯）>

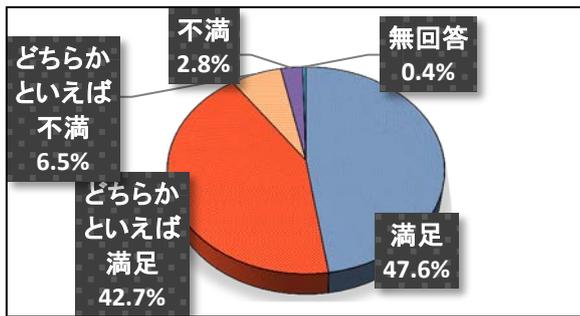


【分析】

総合的な満足度については、86.2%の方が「満足」・「どちらかといえば満足」と回答しています。移管前後による保護者意見のうち、「満足」・「どちらかといえば満足」の回答率を比較してみると、移管前から在園の方の82.6%の満足度に対し、移管後に入園の方は91.2%と非常に満足度が高いことが読み取れます。

(2) 項目別満足度 <246世帯>

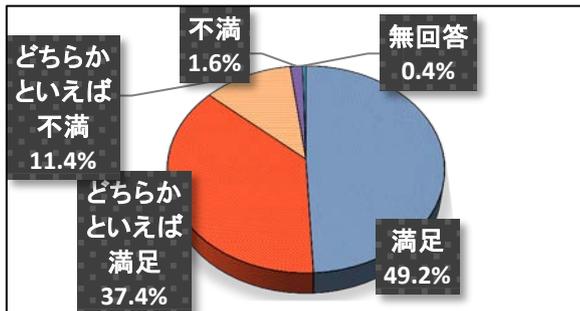
ア 遊び・行事



【主な意見】

- ・新しい遊びやおもちゃが増えた
- ・自然とのふれあいを楽しんでいる
- ・バス遠足など新たな行事が増えた
- ・子どもが園での様子を楽しそうに話してくれる
- ・子ども同士の関係をよく見てくれる
- ・家庭では経験できない遊びをしている
- ・散歩やリズム遊びが減った気がする
- ・季節や行事に合わせた製作を増やしてほしい
- ・体力づくりにもう少し力を入れてほしい

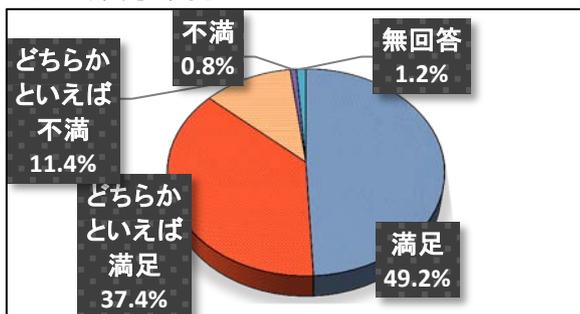
イ 食事・生活



【主な意見】

- ・メニューが工夫されバリエーション豊か
- ・子どもが楽しく食事にかかわっている
- ・市立園時代と変わらず安心している
- ・食事のマナーが身についている
- ・給食はおいしく食育をしっかりと行っている
- ・ペーパータオルなど衛生面に配慮している
- ・生活面では先生が丁寧にすすめてくれている
- ・持ち物ルールなどが市立時よりゆるい
- ・年長児の午睡をもう少し早くなくしてほしい

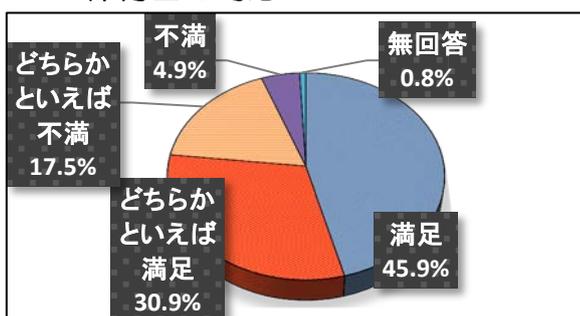
ウ 保育環境



【主な意見】

- ・安全・防犯対策をしっかり行っている
- ・作品や写真の展示が多く子どもの様子がわかる
- ・机やイス、靴箱等が使い勝手のよい物になった
- ・室内のコーナー分けが工夫され遊びやすい
- ・朝の支度がしやすいレイアウトになっている
- ・園庭の遊具での遊びをもっと取り入れてほしい
- ・建物は古いが掃除が行き届いている
- ・施設が老朽化しているので建替えを検討すべき
- ・トイレが古いのが気になる

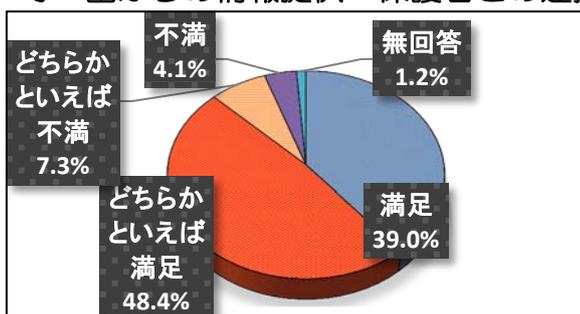
エ 保育士の対応



【主な意見】

- ・全職員で子どもを保育している温かさを感じる
- ・先生が丁寧に対応してくれる
- ・保護者のことも気にかけてくれる
- ・送迎時に担任の先生に会う機会が増えた
- ・その日のことを細かく伝えてくれる
- ・先生からもっと気軽に話しかけてほしい
- ・先生方の笑顔が少ない
- ・ケガ等の報告が不十分なことがある

オ 園からの情報提供・保護者との連携



【主な意見】

- ・写真掲示や連絡帳等で日々の様子がよくわかる
- ・懇談会に楽しく参加している
- ・園だより、保健だより等が楽しくわかりやすい
- ・掲示や口頭で細かく報告してくれわかりやすい
- ・懇談会の日程を工夫してほしい
- ・HPを積極的に活用してほしい
- ・予定や持ち物の連絡はもう少し早くしてほしい

【分析】

「遊び・行事」の項目では90%以上の方が、「食事・生活」「保育の環境」「園からの情報提供」については85%以上の方が、「満足」・「どちらかといえば満足」と回答しており、法人による日々の取組に対しての満足度が高いことがわかります。

一方、「保育の環境」については、「建物が老朽化している」「トイレが古い」など、元々の市立保育所時代からの施設・設備が原因と考えられる不満の意見も見られました。

また、「保育士の対応」では、「温かさを感じる」「丁寧に対応してくれる」という意見がある一方で、「先生からもっと気軽に話しかけてほしい」など、さらにコミュニケーションを望む意見も見られました。

(3) 拡充したサービス

移管後に実施したサービス（開所時間の延長、主食提供、土曜日の給食提供、一時保育）については、各園ともに「保護者負担が軽減された」「保育園が利用しやすくなった」などの意見があり、それぞれのサービスについて保護者から高い評価を得ています。

それ以外にも、民間による運営となったことで、各園独自の新たなサービスが提供され、「臨機応変な対応が可能となった」との意見がありました。

ア 開所時間の延長

【主な意見】

- ・時間の延長や補食・夕食には満足している。働き方を選べるようになった。
- ・いざという時にお願いできるので、安心感がある。
- ・先生たちの負担が増えないような仕組みで続けてほしい。
- ・開所時間が延長されたため、入園を希望した。

イ 主食提供

【主な意見】

- ・夏は家から持参すると衛生上不安があったが、今は安心できる。
- ・毎日持参するのが大変だったので、大変助かる。
- ・主食の種類が増え、子どもが喜んでいる。
- ・お米の産地から仕入れてくれているので、ごはん類を多くしてほしい。
- ・主食代金の支払いが面倒。

ウ 土曜日の開所時間の延長及び給食提供

【主な意見】

- ・土曜日の給食の提供及び保育時間の延長は大変ありがたい。
- ・土曜出勤の日の保護者負担が減った。
- ・まだ利用はしていないが、助かっている保護者の方がたくさんいると思う。

エ 一時保育

【主な意見】

- ・一時保育が始まり助かっている。
- ・一時保育が通常保育の中にどのように組み込まれているのか気になる。

オ 移管前と比べて良くなったと思う点

【主な意見】

- ・写真掲示が多くなり、日中の園での様子がよくわかる。
- ・保護者の負担軽減。
- ・給食、おやつ、夕食が充実して子どもも喜んでいる。
- ・送迎時に担任の先生に会えるようになり、直接話せる機会が多くなった。
- ・先生に相談したり意見を伝えたりしやすくなった。
- ・市立時に比べ、対応が柔軟になった。
- ・市立を引き継ぎつつ、園独自のサービス、取組を工夫している。

カ 移管前と比べて気になる点

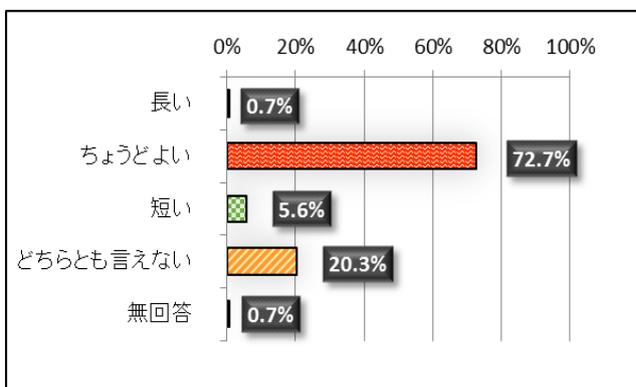
【主な意見】

- ・ローテーション勤務のため、先生とのコミュニケーションが減ったと感じる。
- ・朝・夕の送迎時の先生が少ない気がする。
- ・あいさつや笑顔が少ない先生がいるので、明るさ、元気がもう少しほしい。
- ・先生同士の連携が取れていないと感じる時がある。
- ・園長先生との関わりが少なくなった気がする。
- ・異動や退職等による先生方の入れ替わりが早いので、安定してほしい。
- ・先生方の負担が大きくなっていないか心配。

(4) 移管の進め方に関する保護者の評価 <回答数 143 世帯>

移管の進め方に関して、移管前から在園している保護者を対象として、ご意見をお聞きしました。

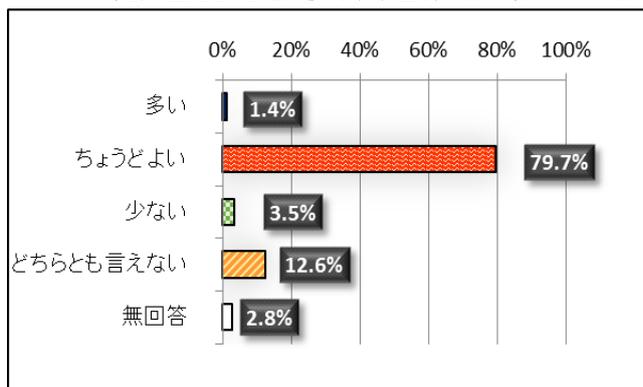
ア 移管園公表から移管までの期間（2年6か月）について



移管園公表から移管までの期間については、「ちょうどよい」と回答した方が全体の72.7%と最も高くなっており、「問題はなかった」「2年以上は必要かと思う」といった意見がありました。

一方、「短い」と回答した方からは、「入園前に知りたかった」「もっと準備に期間が必要」といった意見もありました。

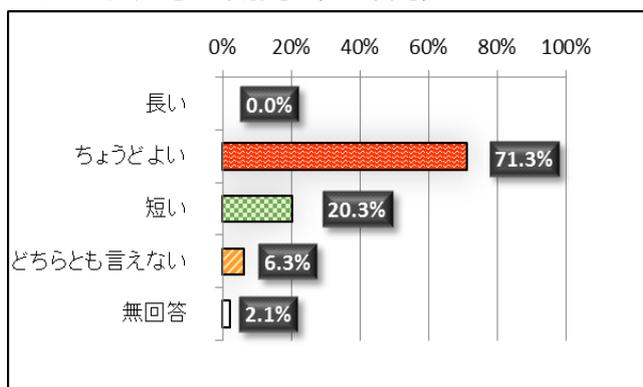
イ 保護者説明会等の開催頻度（P4～5 参照）について



保護者説明会等の開催頻度については、「ちょうどよい」と回答した方が全体の79.7%と最も高くなっており、「問題がない」といった意見がありました。

一方、「多い」または「少ない」と回答した方からは、「参加できる日が少なかった」「時間帯をいろいろ変えてほしい」といった意見もありました。

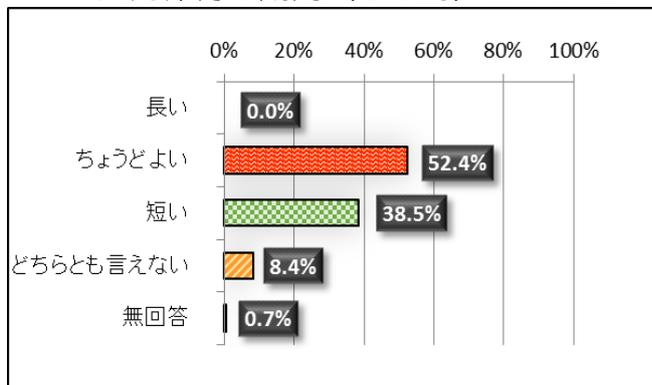
ウ 引継ぎの期間（1年間）について



引継ぎの期間については、「ちょうどよい」と回答した方が全体の71.3%と最も高くなっており、「必要な引き継ぎができ、子どもたちも法人職員の顔や名前を覚えられた」といった意見がありました。

一方、「短い」と回答した方からは、「1年間で引き継ぐのは難しいのではないか」といった意見もありました。

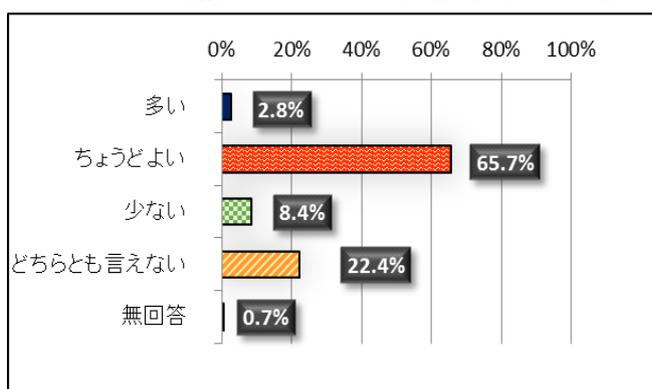
エ 共同保育の期間（3か月）について



共同保育の期間については、「ちょうどよい」と回答した方が全体の52.4%と最も高くなっており、「お互いを知るのに必要な期間」「子どもの様子など理解してもらえた」といった意見がありました。

一方、「短い」と回答した方からは、「もう少し長い方が先生も親も余裕が持てる」「細やかな引継ぎのためには3か月では短いのではないか」といった意見もありました。

オ 三者協議会の回数（移管前年5回程度、移管後年3回程度）について



三者協議会の回数については、「ちょうどよい」と回答した方が全体の65.7%と最も高くなっており、「内容が多い場合は時間を長くしてほしい」「発言できる機会があり安心できた」といった意見がありました。

一方、「多い」または「少ない」と回答した方からは、「議題が少なかった」「移管後はもっと回数を増やしてほしい」といった意見もありました。

2 移管先法人アンケート結果

● アンケート調査概要（平成29年7月実施）

【配付対象】27～29年度移管園の移管先法人

【配付数】6法人

【回収数】6法人（回収率100%）

(1) 移管事業の進め方について

ア 移管園公表から移管までの期間（2年6か月）について

長い	0法人
ちょうどよい	3法人
短い	1法人
どちらとも言えない	2法人
合計	6法人

移管園公表から移管までの期間については、移管先法人6法人のうち3法人が「ちょうどよい」と回答しており、「市立・法人双方の準備としてちょうどよい」「移管園のことを十分知る期間がとれる」などの意見がありました。

イ 法人募集説明会の周知方法及び内容について

適当である	6法人
適当でない	0法人
どちらとも言えない	0法人
その他	0法人
合計	6法人

法人募集説明会の周知方法及び内容については、移管先法人6法人すべてが「適当である」と回答しており、「周知については、HPでくわしく知ることができた」「説明会資料、説明内容はわかりやすかった」といった意見がありました。

ウ 法人募集説明会から応募までの期間（約1か月半）について

長い	0法人
ちょうどよい	5法人
短い	1法人
どちらとも言えない	0法人
合計	6法人

法人募集説明会から応募までの期間については、移管先法人6法人のうち5法人が「ちょうどよい」と回答しており、「応募書類をまとめるのにちょうどよい」といった意見がありました。

一方、「短い」と回答した法人からは、「応募するかの判断や理事会開催のための期間が必要」といった意見がありました。

エ 法人選考の期間（約4か月）について

長い	1法人
ちょうどよい	3法人
短い	0法人
どちらとも言えない	2法人
合計	6法人

法人選考の期間については、移管先法人6法人のうち3法人が「ちょうどよい」と回答しており、「適当な期間である」といった意見がありました。

一方、「長い」と回答した法人からは、「応募から約4か月の期間は長いが選考には必要な期間だと思う」といった意見がありました。

オ 引継ぎの期間（1年間）について

長い	0法人
ちょうどよい	5法人
短い	0法人
どちらとも言えない	1法人
合計	6法人

引継ぎの期間については、移管先法人6法人のうち5法人が「ちょうどよい」と回答しており、「各クラスの様子や季節ごとの行事を見ることができた」といった意見がありました。

「どちらとも言えない」と回答した法人からは、「短い方がいいのか、長い方がいいのか判断が難しい」といった意見がありました。

カ 共同保育の期間（3か月）について

長い	0法人
ちょうどよい	5法人
短い	0法人
どちらとも言えない	1法人
合計	6法人

共同保育の期間については、6法人中5法人が「ちょうどよい」と回答しており、「引き継ぐために必要な期間」「もっと法人職員間での共有を図る時間があるとよい」といった意見がありました。

「どちらとも言えない」回答した法人からは、「短い方がいいのか、長い方がいいのか判断が難しい」といった意見がありました。

(2)職員について

ア 施設長の経験年数（P10（3）職員の確保＜施設長＞参照）について

長い	1法人
ちょうどよい	4法人
短い	0法人
どちらとも言えない	1法人
合計	6法人

施設長の経験年数については、移管先法人6法人のうち4法人が「ちょうどよい」と回答しており、「妥当である」といった意見がありました。

一方、「長い」または「どちらとも言えない」と回答した法人からは「経験年数でなく資質が大事」「保育士経験が必要」といった意見も見られました。

イ 常勤保育士の経験年数（P10（3）職員の確保＜保育士＞参照）について

長い	1法人
ちょうどよい	5法人
短い	0法人
どちらとも言えない	0法人
合計	6法人

常勤保育士の経験年数については、移管先法人6法人のうち5法人が「ちょうどよい」と回答しており、「4月からのクラス配置を考える上で必要」といった意見がありました。

一方、「長い」と回答した法人からは「保育の質は、必ずしも経験年数が長いことが優位であるとは言えない。努力義務のようにしてはどうか」といった意見も見られました。

ウ 勤務の継続（施設長、主任保育士は原則3年以上）について

長い	0法人
ちょうどよい	4法人
短い	0法人
どちらとも言えない	2法人
合計	6法人

勤務の継続については、移管先法人6法人のうち4法人が「ちょうどよい」と回答しており、「保育を継承し、安定した運営をするためにはちょうどよい」といった意見がありました。

一方、「どちらとも言えない」と回答した法人からは「現在の保育士事情を考えると長いとも言える」といった意見も見られました。

エ 引継ぎ・共同保育の参加職員数及び頻度（P6（7）引継ぎ・共同保育参照）について

適当である	5法人
適当でない	0法人
どちらとも言えない	1法人
その他	0法人
合計	6法人

引継ぎ・共同保育の参加職員及び頻度については、移管先法人6法人のうち5法人が「適当である」と回答しており、「子どもたちと接する期間として、また関係性を作るため適当である」といった意見がありました。

一方、「どちらとも言えない」と回答した法人からは「4月から1年間の引継ぎは、法人負担が大きいので、1名でよいかと思う」といった意見も見られました。

(3)三者協議会について

ア 移管前1年間の三者協議会の回数(5回)について

多い	0法人
ちょうどよい	5法人
少ない	0法人
どちらとも言えない	1法人
合計	6法人

移管前の三者協議会の回数については、移管先法人6法人のうち5法人が「ちょうどよい」と回答しており、「保護者と接する機会や、法人の提案などできる機会としてちょうどよい」といった意見がありました。

一方、「どちらとも言えない」と回答した法人からは「1回目の協議内容が多かったため、協議内容を分散するか回数を減らしてもよい」といった意見がありました。

イ 移管後1年目の三者協議会の回数(3回)について

多い	0法人
ちょうどよい	3法人
少ない	0法人
どちらとも言えない	3法人
合計	6法人

移管後1年目の三者協議会の回数については、移管先法人6法人のうち3法人が「ちょうどよい」と回答しています。

「どちらとも言えない」と回答した法人からは「その時の議題によって」「議題がない場合は3回でなくてもよい」といった意見がありました。

(4)アフターフォロー(P6(8)アフターフォロー参照)について

適当である	5法人
適当でない	0法人
どちらとも言えない	0法人
その他	1法人
合計	6法人

アフターフォローについては、移管先法人6法人のうち5法人が「適当である」と回答しており、「非常に丁寧なフォローについて感謝している」「保護者が元職員の訪問に関心を示している」といった意見がありました。

その他の意見として、「看護師、調理員もアフターフォローがあるとよい」といった意見がありました。

(5)移管時の施設・設備について

満足	1法人
どちらかと言えば満足	2法人
どちらかと言えば不満	2法人
不満	1法人
合計	6法人

移管時の施設・設備については、移管先法人6法人のうち3法人が「満足」「どちらかと言えば満足」と回答しており、「リフォーム後できれい」といった意見がありました。

一方、3法人が「不満」「どちらかと言えば不満」と回答しており、「移管直後に修理を要する箇所が複数あった」といった意見がありました。

(6)移管後に取り入れた新たな取組について

- ・バス遠足 ・いもほり遠足 ・クッキング ・お餅つき
- ・ランチルームでの給食 ・防犯カメラ設置 ・保育者によるシーツ交換
- ・フォトフレームを使った保育の様子の展示 ・日常保育の写真やDVDの販売
- ・英語で遊ぼう ・プール遊び指導 ・体操教室 ・理科実験教室(4・5歳児)

3 市立職員（園長・主任保育士）アンケート結果

●アンケート調査概要（29年7～8月実施）

【回答対象】27～29年度移管園の市立職員（園長・主任保育士） 9名

(1)移管園公表から移管までの期間（2年6か月）について

長い	0人
ちょうどよい	4人
短い	0人
どちらとも言えない	5人
合計	9人

移管園公表から移管までの期間について、「長い」と回答した職員はありませんでした。

「ちょうどよい」と回答した職員は9人中4人で、「準備期間が短いと感じたが、振り返るとちょうどよかった」「移管のスケジュール通りに進めていくことができた」といった意見がありました。

また、「どちらとも言えない」と回答した職員は9人中5人で、「長いと思っていたが、保護者が落ち着く期間でもあり、園側としても準備がゆったりできる」「長い期間があっても移管がうまくいくとは言えない」といった意見がありました。

(2)引継ぎの期間（1年間）について

長い	0人
ちょうどよい	9人
短い	0人
どちらとも言えない	0人
合計	9人

引継ぎの期間については、9人全員が「ちょうどよい」と回答しており、「保育園の一年を知るために必要な期間」「市立園と法人職員が、互いに保育や思いを話す関係づくりの期間となる」「園長・主任保育士予定者がクラスの保育に入ったり、行事を経験することで共有できた」といった意見がありました。

(3)共同保育の期間（移管前年度1～3月の3か月間）について

長い	0人
ちょうどよい	7人
短い	1人
どちらとも言えない	1人
合計	9人

共同保育の期間については、9人中7人の職員が「ちょうどよい」と回答しており、「長い期間だと子どもが混乱する」「段階を踏んで、子どもたちや保育園の雰囲気慣れてもらうことができた」といった意見がありました。また、「共同保育の期間はちょうどよいが、園長・主任保育士予定者以外の保育士も、大きな行事などに参加できるともっとよいのではないか」といった意見もありました。

一方、「短い」と回答した職員からは「卒園や新年度準備の多忙な時期で、法人側は開園準備を並行して行うため、十分だったとは言えない」といった意見がありました。

(4)引継ぎ・共同保育の参加職員数及び頻度（P6（7）参照）について

適当である	9人
適当でない	0人
どちらとも言えない	0人
その他	0人
合計	9人

引継ぎ・共同保育の参加職員数及び頻度については、9人全員が「適当である」と回答しており、「子どもたちや保護者との関係を築くためにも適当」「ちょうどよい。これ以上増えても子どもたちと一緒に過ごすスペースがない」「必要であれば、法人事務所等法人職員のためのスペースが確保できるとよい」「できるだけ多くの職員が参加されることが望ましいとは思いますが、保育の環境を考えると人数や日程などに配慮が必要」といった意見がありました。

4 法人選考委員アンケート結果

●アンケート調査概要（平成29年7月実施）

【回答対象】27～29年度移管園の法人選考を行った選考委員 10名

(1) 法人選考について

ア 法人選考スケジュール全般（選考期間（4～11月）・委員会の回数（5回）等）

- ・ 現在の選考方法であれば、現行の期間及び回数は妥当であると考える（同内容3件）。

イ 保護者アンケートについて

- ・ 移管にあたっては、一人ひとりの意見、少数の意見を大切に作る姿勢が重要であるため、自由記載を主体とするのがよい。
- ・ 具体的に保護者の希望や願いが分かる貴重な資料なので、継続してほしい（同内容3件）。
- ・ 移管予定園の様子や地域の様子がわかり、選考を進める上での拠りどころとなる大切な資料となっている。応募法人にも目を通してほしい意味のある資料である。
- ・ 手法として、将来はパソコン、スマートフォンなどの利用を検討。
- ・ 新入園児の保護者が回答しやすい設問があるとよい。

ウ 職員・保護者ヒアリングについて ※全委員が全移管予定園に訪問

- ・ 全委員が各園を訪問することで、より具体的なイメージをもって選考にあたることができる。また、移管後の園の状況も理解しやすい（同内容3件）。
- ・ 委員が分担して行う場合は、ヒアリング内容をある程度決めておくとう理解しやすいのではないかと。
- ・ 直接意見を聞くことができる唯一の機会であり、選考の上で必要な取組。書面ではわからない地域との関係や雰囲気等を知ることができ、貴重。
- ・ 参加できる保護者が増えるよう、日程等を検討するとよいのではないかと。
- ・ 委員がどのような姿勢、考え方で選考に臨んでいるかということを知ってもらうことも、保護者に安心していただくために大切だと考えて取り組んできた。こうした側面を表に出してもらえると参加者の増加につながるのではないかと。
- ・ 職員ヒアリングは、園の様子や保育に対する姿勢がわかる。委員が得たい情報を集める機会として活用すべき。園の負担にならないような方法で行えるとよい。

エ 法人選考方法・法人選考基準について

- ・ 毎年見直ししながら修正を積み重ねてきており、現状でよいと思う（同内容4件）。
- ・ 評価項目に問題はないと考えるが、領域ごとの加重は検討が必要ではないかと。

オ 1次選考（書類審査）について

- ・ 現状でよいと思う（同内容2件）。
- ・ 書類は簡潔にした方がわかりやすい。
- ・ 書類記述だけでなく、保育内容を画像化して添付してもらうアイデアはよかった。保育内容が伝わるようなカットの添付をお願いしていくとよい。
- ・ 1次選考通過法人について、項目により、書類の有効期間（例えば、3～5年）を定め、次回は変更のあった項目や指定する項目のみを差し替えることで、法人の

次年度以降のエントリーを促すことを検討。

カ 2次選考について

(ア) 実地調査について

- 時期、内容、役割分担ともに適切。
- 園長により保育内容等が変わる場合もあり難しいが、法人が運営する園を実際に見に行くことはとても大切。
- 市内に、運営している園や移管を受けた園がある場合は、そこを実地調査対象とすると法人の特性や実力が明確になる。
- 調査する園は委員会で指定（移管経験のある園、定員、地域環境など移管園と類似度の高い園）し、法人が見せたい園がある場合は、理由書の提出を求め、委員会で審議するようにしてはどうか。

(イ) 面接について

- 時期、内容、時間など適切。
- 個別面接により、人柄などが伝わってくる。
- 委員それぞれに視点が異なるため、全委員で全法人の面接を行うことはバランスがとれてよい。
- 責任を持って選考するために、全法人の面接を行うことができてよかった。
- 全委員で全法人の面接を行うことは意義が大きい。
- 配点には加重が必要。
- 移管の成否は、施設長予定者の経歴や公立園経験の有無などによるところが大きいので、施設長予定者の面接時間並びに配点を増やす。
- 理事長、施設長予定者、主任保育士予定者それぞれに、「保育に関する理解」「移管事業に関する理解」「移管対象園に関する理解」といった小項目をつけて採点してはどうか。

(ウ) 総合審査について

- 現状でよいと思う（同内容3件）。
- 面接当日または直後に行うのがよい。

キ より優良な法人を選考していくための意見・提案

- 移管経験の有無が選考に大きく影響する。
- 移管には、コミュニケーションをうまくとれる、柔軟な姿勢の法人がよい。
- 選考の基本的指針や優先事項を明示するとよい。
- 書類選考では、事務力で差がついてしまうため、サポート体制があるとよいのではないか。
- 定員の変更を一定程度認める、何も変更できないというイメージを払拭するなど、応募法人を増加させる工夫が必要。

(2) 民間移管事業について

ア 移管園公表から移管までの期間（2年6か月）について

- 現状通りでよい（同内容3件）。
- 保護者の納得が得られれば、期間は柔軟に決めてもよいと思う。

イ 移管にあたっての諸条件について

- 移管条件は現状でよい。課題があれば、毎年度の委員会で見直し検討する。(同内容3件)
- 「認定こども園」を運営している法人、社会福祉法人以外の法人を応募対象とするかどうか検討。

ウ 法人募集について

- 市内法人の優遇策が課題。
- 「認定こども園」のみの運営実績のある法人も応募可能としてはどうか。先進的な考え方～実際の取組をしている法人であれば、移管にも前向きに取り組めるのではないか。
- 応募法人の質の確保が課題。希望園を複数にしてもらおう取組や、力のある法人に、再度応募してもらえような施策を用意してほしい。

エ その他

- 選考の参考になるため、もう少し、移管後の法人や園の様子、課題等を知る機会があるとよい。
- 保育の質の向上と多様な保育を提供していくことが可能になるよう期待している。
- 「よこはまの保育」がよりよくなるための事業という視点を大切にしてほしい。

法人選考全般（スケジュール、選考方法・選考基準、1次選考、2次選考など）については、概ね適切であるという意見がある一方、応募資格や評価項目ごとの配点等の見直しが必要ではないかとの意見もありました。

今後も、より優良な法人を選考していくためには、「法人の応募意欲を向上させるための取組等が必要」、「選考の参考とするため、移管後の法人や園の情報がもっとあるとよい」との意見がありました。

V. 移管予定年度公表園の関係者への意見聴取

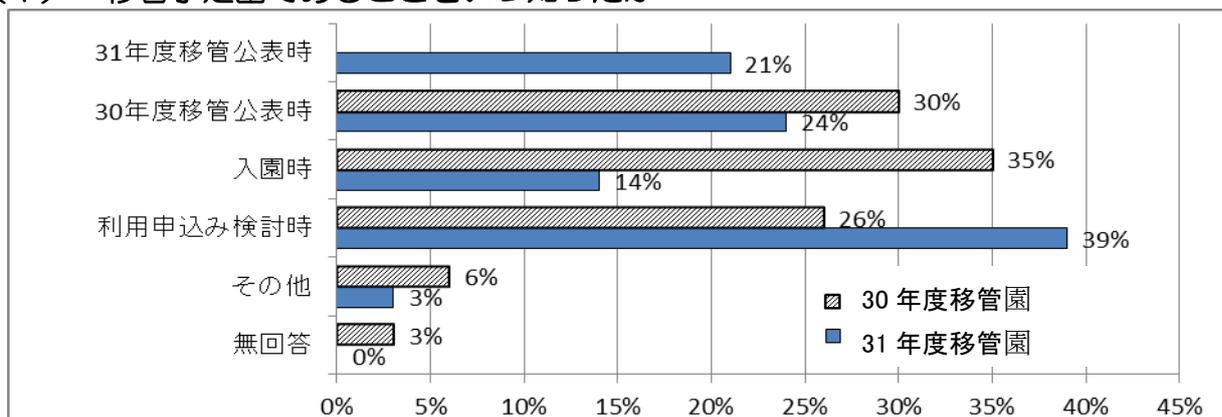
今後の事業を円滑に進めるため、現在、引継ぎを行っている30年度移管園の保護者及び法人選考を行っている31年度移管園の保護者、移管先法人（30年度移管のみ）、30・31年度移管市立職員に対して、アンケートを実施しました。

1 30・31年度移管予定園 保護者アンケート結果

●アンケート調査概要（29年7月実施）

移管年度	園数	配付数	回収数	回収率
30年度	3園	200世帯	66世帯	33.0%
31年度	4園	260世帯	78世帯	30.0%
合計	7園	460世帯	144世帯	31.3%

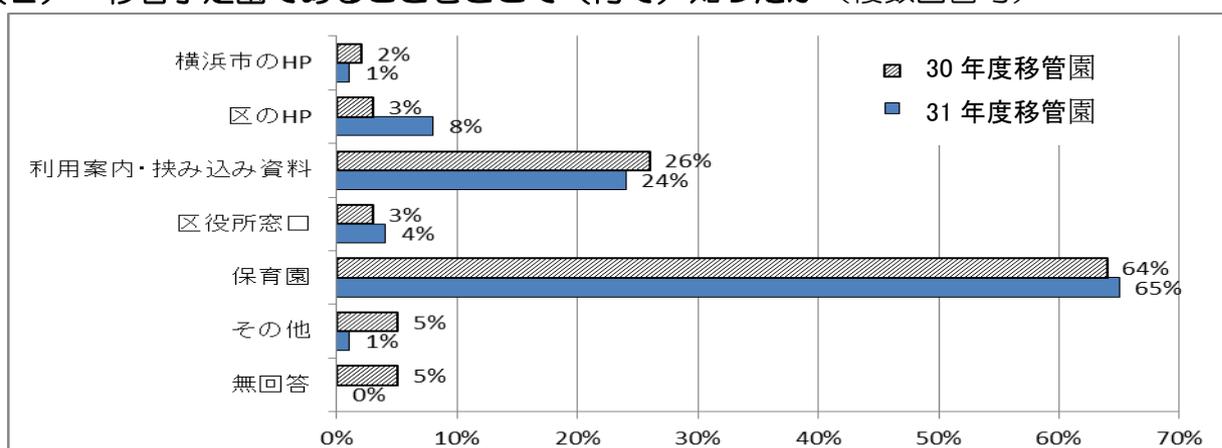
(1) 移管予定園であることをいつ知ったか



30年度移管園・31年度移管園とも、6割前後の保護者が、「移管年度公表時に知った」または「入園時に知った」と回答しています。

「利用申込み検討時に知った」と回答した保護者が、31年度移管園で39%となっており、30年度移管園の26%より増えています。引き続き、民間移管事業計画に関する情報提供を丁寧に行っていく必要があります。

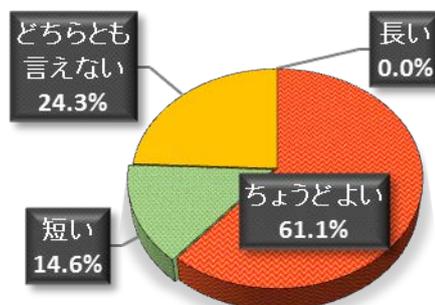
(2) 移管予定園であることをどこで（何で）知ったか（複数回答可）



30年度移管園・31年度移管園とも、「保育園で知った」と回答する保護者が多くなっています。園の利用申込み検討時には、園見学をされる保護者が多いため、「利用案内・挟み込み資料」「区役所窓口」での周知とともに、保育園での情報提供が効果的であると言えます。

(3) 移管年度公表から移管までの期間（2年6か月）について

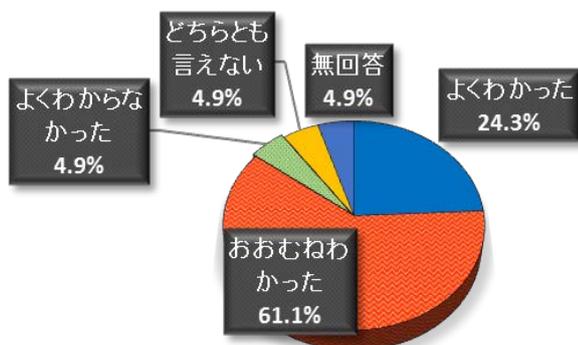
長い	0人	0.0%
ちょうどよい	88人	61.1%
短い	21人	14.6%
どちらとも言えない	35人	24.3%
合計	144人	100.0%



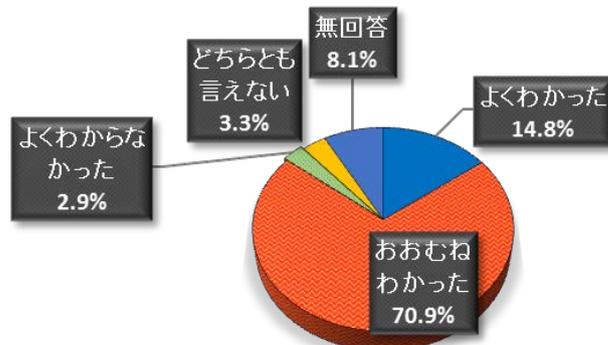
移管年度公表から移管までの期間については、「ちょうどよい」と回答した保護者が61.1%となっており、「親も子どもも十分な心の準備をする時間があるため」「長いとあまりピンとこない」「考える時間がある」といった意見がありました。一方、「短い」と回答した方からは、「入園前に知ることができるとよい」といった意見がありました。

(4) 保護者説明会について

ア 説明会内容について



イ 説明資料について



保護者説明会の内容及び説明会資料については、約85%の保護者が、「よくわかった」「おおむねわかった」と回答しています。

さらに知りたかったこととして、「既移管園の受託法人について」「移管後の保護者意見と、それによって改善したことについて」といった意見がありました。

2 30年度移管予定園 移管先法人アンケート結果

●アンケート調査概要（29年7月実施）

【回答対象】30年度移管予定園の移管先法人 3法人

(1) 移管事業の進め方について

ア 移管園公表から移管までの期間（2年6か月）について

長い	0 法人
ちょうどよい	3 法人
短い	0 法人
どちらとも言えない	0 法人
合計	3 法人

移管園公表から移管までの期間については、全3法人が「ちょうどよい」と回答しており、「保護者・園・横浜市と協議する期間として適当と思う」「法人としては適当と思うが、保護者の意見を聞いて決めるとよい」などの意見がありました。

イ 法人募集説明会の周知方法及び内容について

適当である	3 法人
適当でない	0 法人
どちらとも言えない	0 法人
その他	0 法人
合計	3 法人

法人募集説明会の周知方法及び内容については、3法人すべてが「適当である」と回答しており、「ダイレクトメールを情報源とし、HPで調べることができた」「説明会資料は詳細でわかりやすかった」といった意見がありました。

ウ 法人募集説明会から応募までの期間（約1か月半）について

長い	0 法人
ちょうどよい	3 法人
短い	0 法人
どちらとも言えない	0 法人
合計	3 法人

法人募集説明会から応募までの期間については、全3法人が「ちょうどよい」と回答しています。

エ 法人選考の期間（約4か月）について

長い	0 法人
ちょうどよい	3 法人
短い	0 法人
どちらとも言えない	0 法人
合計	3 法人

法人選考の期間については、3法人が「ちょうどよい」と回答しており、「1次選考結果通知から2次選考・実地調査までの日程がもう少し長いとよいと思うが、全体としては適当な期間である」といった意見がありました。

3 30・31年度移管予定園 市立職員（園長・主任保育士）アンケート結果

●アンケート調査概要（29年8月実施）

【回答対象】30・31年度移管予定園の市立職員（園長・主任保育士） 14名

移管園公表から移管までの期間（2年6か月）について

長い	0人
ちょうどよい	8人
短い	0人
どちらとも言えない	6人
合計	14人

移管園公表から移管までの期間について、「長い」と回答した職員はありませんでした。

「ちょうどよい」と回答した職員は14人中8人で、「丁寧に引き継ぐためには必要な期間」「準備期間として必要」「段階を踏んで進められるのでちょうどよいのではないか」といった意見がありました。

また、「どちらとも言えない」と回答した職員は14人中6人で、「入所を考える保護者にとっては、早い方がよい」「立場によって『ちょうどよい』と感じる期間は異なるのではないか」「移管を終えてみないとわからない」といった意見がありました。

VI. 民間移管事業に対する法人意向調査

市内で認可保育所を運営する法人（市内法人）の民間移管事業に対する意向を把握するため、今後の移管等計画の周知も兼ね、法人に対して、民間移管事業に関するアンケートを実施しました。

1 市内認可保育所運営法人 アンケート結果

●アンケート調査概要（29年7～8月実施）

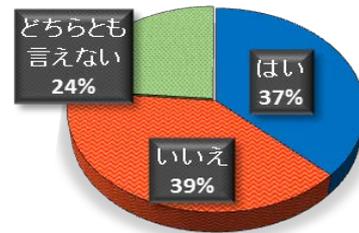
【配付数】171 法人

【回収数】 89 法人（回収率 52.0%）

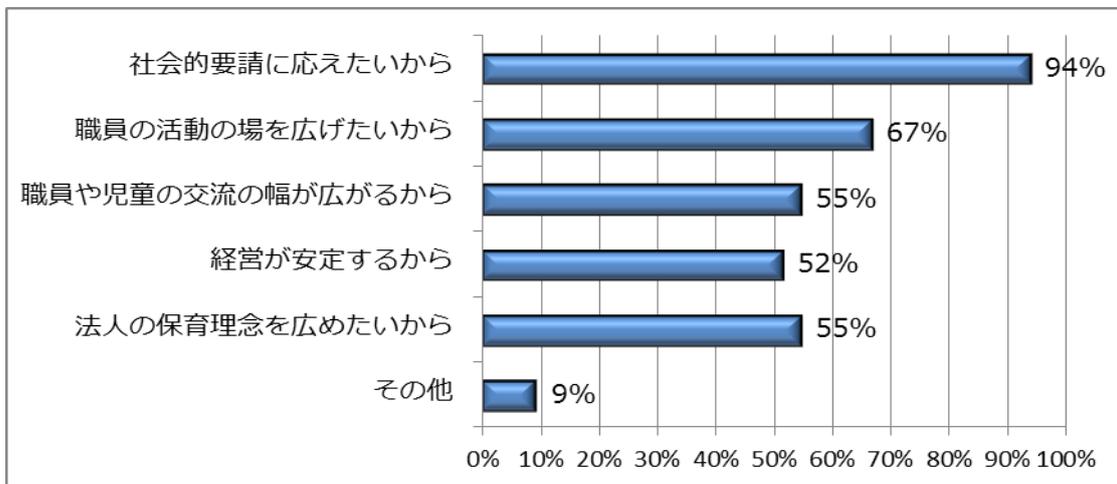
（1）市内法人の「保育所運営」に関する意識

ア 今後、法人として運営する認可保育所を増やしていく考えはあるか

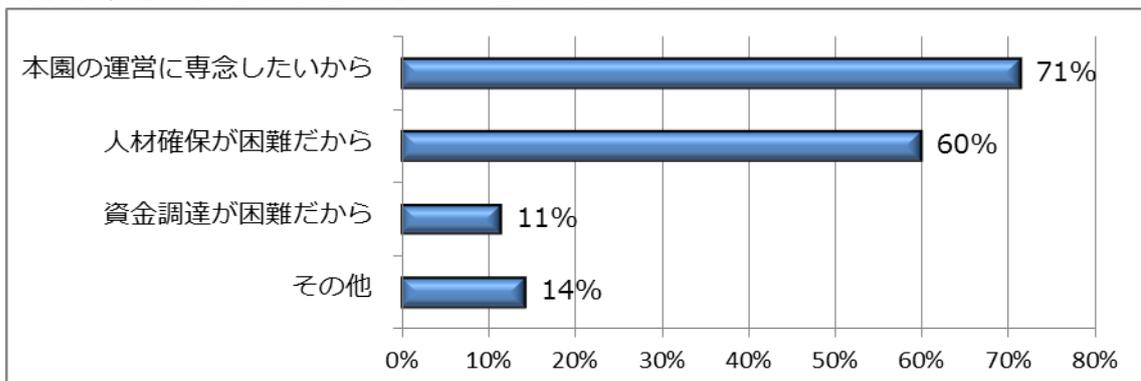
はい	33 法人	37%
いいえ	35 法人	39%
どちらとも言えない	21 法人	24%
計	89 法人	100%



イ 認可保育所を増やしたい考える理由（複数回答可）



ウ 認可保育所を増やす考えがない理由（複数回答可）



アンケートへの回答が得られた法人の 37%（89 法人中 33 法人）が「今後、

法人として運営する認可保育所を増やしていく考えがある」と回答しています。

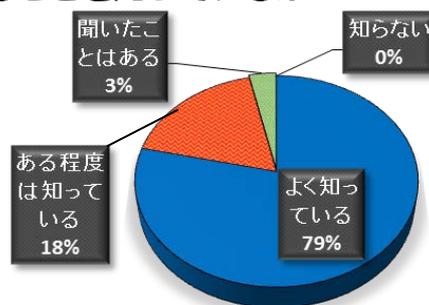
その中でも、認可保育所を増やしたいと考える理由として「社会的な要請に応えたいから」との回答が 90%を超えており、保育ニーズの高い本市の現状を反映しています。

一方、認可保育所を増やす考えがない法人からの回答として「本園の運営に専念したいから」が 71%、次いで「人材確保が困難だから」が 60%となっており、後者については近年の保育士確保の問題が回答に表れていることがわかります。

(2) 市内法人の「民間移管」に関する意識

ア 本市で市立保育所の民間移管を進めていることを知っているか

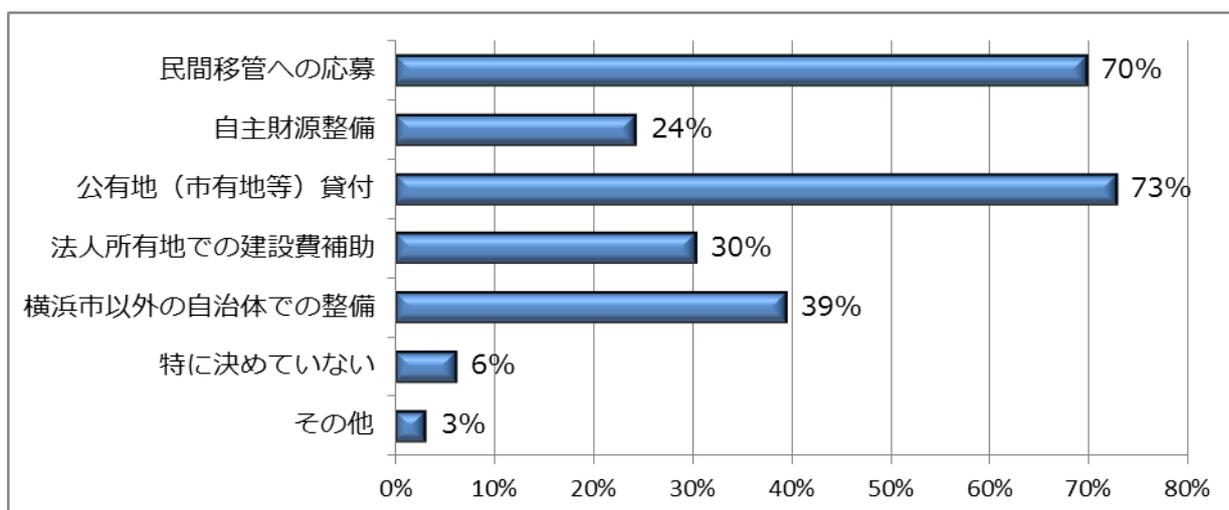
よく知っている	70 法人	79%
ある程度は知っている	16 法人	18%
聞いたことはある	3 法人	3%
知らない	0 法人	0%
計	89 法人	100%



本市が市立保育所の民間移管を進めていることについて、アンケートへの回答を得られた法人の 97%は「よく知っている」「ある程度は知っている」と回答しており、知らないと答えた法人はありませんでした。

この結果は、各年度で行う法人募集時等にダイレクトメールやホームページを活用して積極的に情報提供していることもあり、市内法人の移管事業に対する認知度が高いことがわかります。

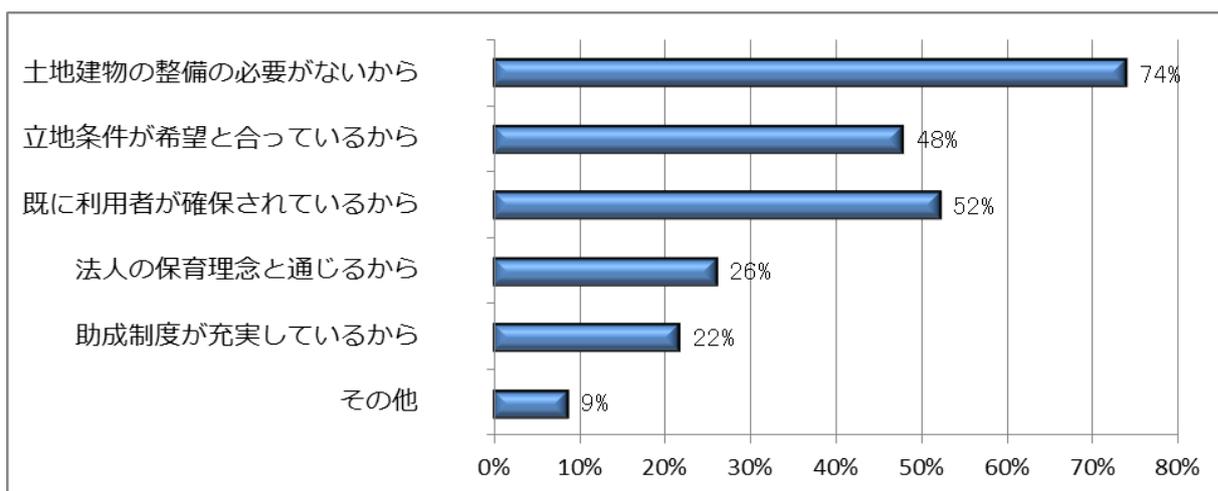
イ 認可保育所を増やす手段としてどのような方法を考えているか（複数回答可）



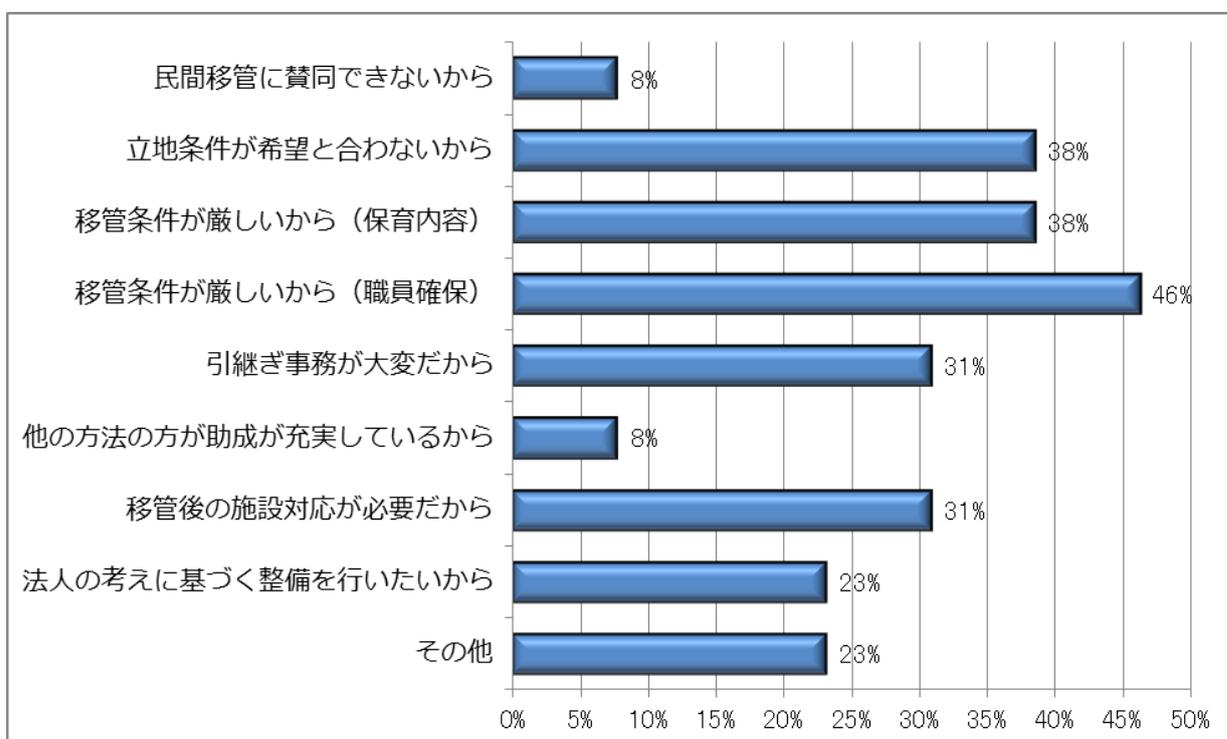
運営する認可保育所を増やす考えがある法人の中で、「増やすための手段」として「民間移管への応募」と回答した法人が 70%と、「公有地（市有地等）貸付事業」の 73%に次いで、比較的高い回答率となっています。

本市では、待機児童解消を目的とした様々な保育所整備事業を実施しており、その中で、法人は最も考えに合った手法を選択すると考えられます。

ウ 民間移管による施設運営を考えている理由（複数回答可）



エ 民間移管以外の方法による施設運営を考えている理由（複数回答可）



民間移管による施設運営を考えている理由としては「土地建物の整備の必要がないから」が74%となっており、「既に利用者が確保されているから」「立地条件が希望とあっているから」と回答した法人が約半数ありました。

一方、民間移管以外の方法による施設運営を考えている理由としては「移管条件が厳しいから」に続いて、「立地条件が希望と合わないから」と回答した法人が多く、運営する認可保育所を増やすにあたっては、立地を重視する法人が多いことがわかります。

2 31年度移管 法人募集説明会参加法人 アンケート結果

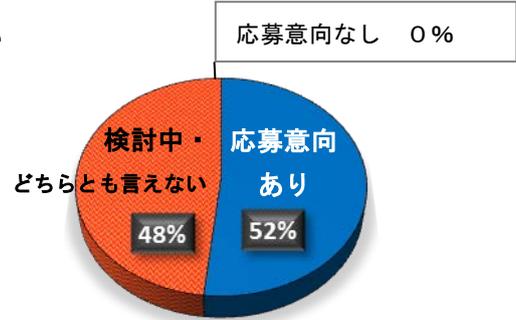
●アンケート調査概要（29年6月実施）

【配付数】35法人

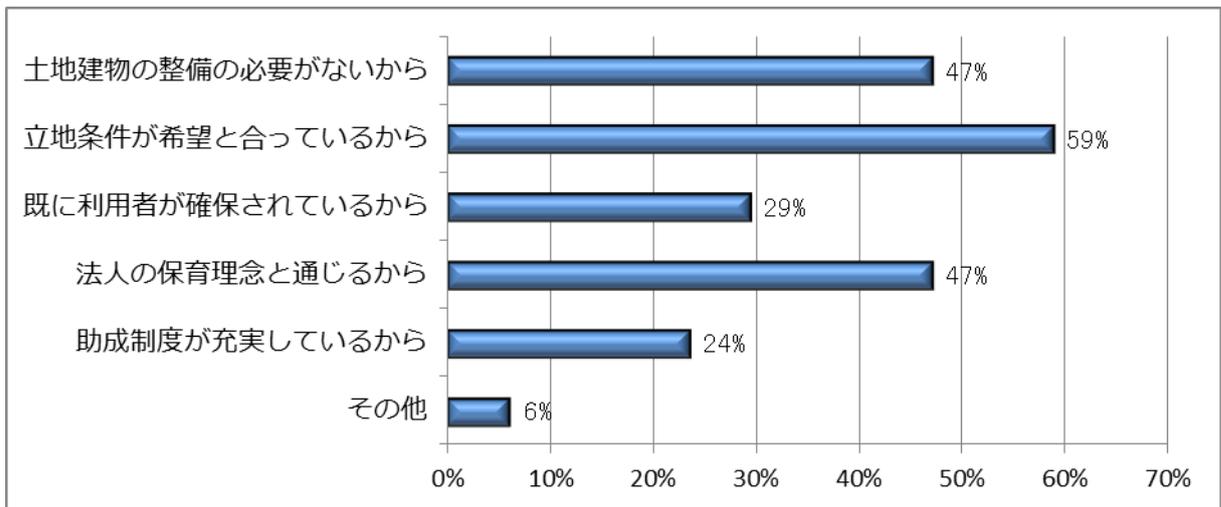
【回収数】33法人（回収率94.3%）

(1) 今後、本市の民間移管に応募しようと思うか

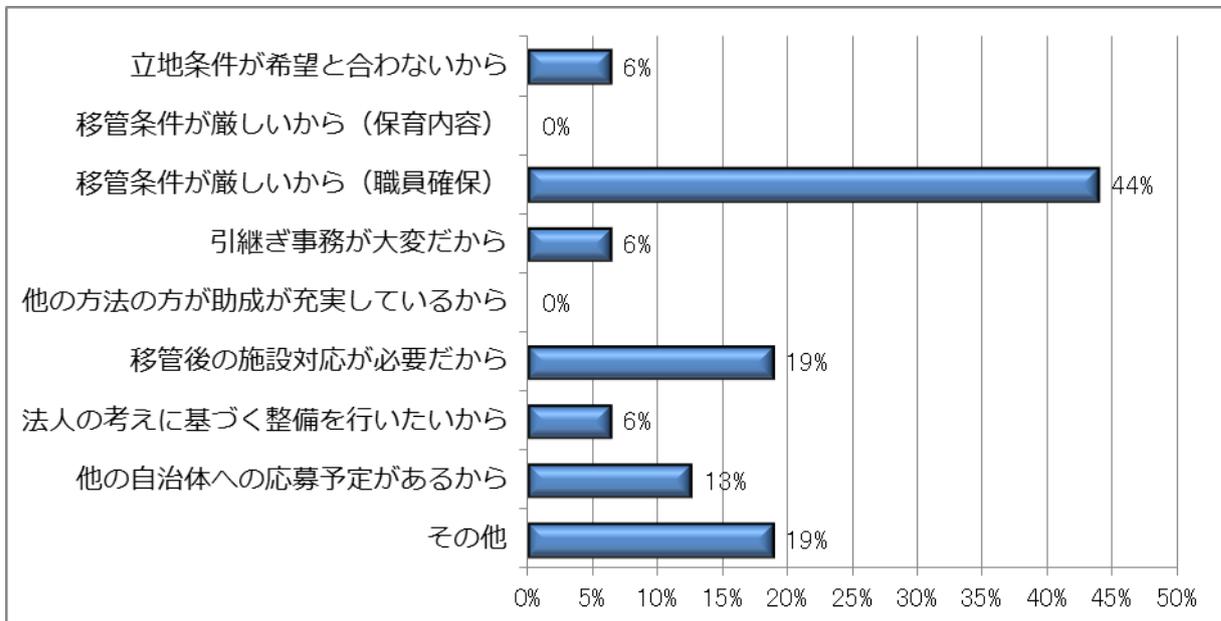
応募意向あり	17 法人	52%
検討中・どちらとも言えない	16 法人	48%
応募意向なし	0 法人	0%
計	33 法人	100%



(2) 民間移管への応募を希望する理由（複数回答可）



(3) 民間移管への応募について検討中である理由（複数回答可）



31 年度移管法人募集説明会参加法人へのアンケートでは、今後の民間移管への応募を希望する理由について、「立地条件が希望とあっているから」と回答した法人が最も多くありました。中には、移管等対象園のうち、具体的に応募を希望する園名をあげている法人もあり、民間移管への応募にあたり、立地を重視していることがわかります。

Ⅶ. まとめ

今回（第5期検証：29年度）は、全ての移管等対象園の計画を公表して以来初めての事業検証であるため、従来の事業実績調査及び直近3年間の振り返りに加え、事業計画に沿って円滑に事業を進めるために参考となるデータの収集を行いました。

1 事業評価

(1) 事業目的の達成状況

ア 多様な保育ニーズへの対応

移管条件に定める「開所時間の延長」「3歳児以上の主食提供」「土曜給食」「一時保育」の4項目をはじめ、今回の保護者アンケートでは、「給食メニューの多様化」「延長保育利用時の補食の充実及び夕食の提供」「バス遠足など行事の充実」などについても、導入されて良かったという意見が数多くありました。さらに、日常の保育についても、「臨機応変な対応が可能となった」「保護者の負担が軽減された」などの意見がありました。

今後もより一層、民間の柔軟性や効率性を活かして、保育所ごとの園児、保護者及び地域のニーズに沿った対応を迅速かつ丁寧に進めていくことが求められます。

イ 民間の力の活用による保育環境の改善

老朽改築事業による施設の増改築だけでなく、各移管先法人の自助努力により、トイレ、空調、給排水設備等の改修や、調理器具、セキュリティ機器、遊具等の設備投資が行われています。

引き続き、民間の力を活用しながら、各施設の状況に応じた保育環境の改善を効率的に進めていく必要があります。

(2) 保護者理解・満足度

移管後の園運営について、引き続き一定の高い満足度があることがわかりました。また、移管の進め方についても、高い評価をいただいています。

引き続き、保護者の皆様に民間移管についての情報がしっかりと伝わるように工夫していくとともに、運営の移行が円滑に進むよう、市としてこれまでの経験を生かした引継ぎやアフターフォロー等を丁寧に行っていきます。

(3) 事業の進め方

ア 移管園公表から移管までの期間（2年6か月）について

27～29年度に移管した6園は、移管となることを2年6か月前に初めて知るという状況であったため、保護者及び市立職員から「移管対象となったことを知らされた時には大変驚いた」との声が多くありました。しかし、アンケートでは、保護者・法人・市立職員の三者とも、2年6か月の移管準備期間について「ちょうどよい」という回答が最も多く、前回の検証と同様、現在の進め方に一定の評価を得られたため、引き続き、十分な準備期間を設けて丁寧に移管を進めていきます。

30～31年度に移管予定の7園は、27年2月に移管事業計画をお伝えした後の公表となったため、29年度以前と比べると、反響は少なくなりました。今回のアンケートでは、2年6か月前の公表時期について「ちょうどよい」という回答が最も多く、その後の説明会等に関しても、出席されたほとんどの保護者から「よくわかった」「おおむねわかった」との回答をいただいています。

一方で、移管事業計画策定後にもかかわらず、移管対象園であることを「入園してから知った」「移管園公表時に初めて知った」という保護者もいらっしゃいました。移管対象園の利用を検討される段階から、しっかりと民間移管事業の概要が周知されるよう、より一層の工夫が必要です。

イ 「引継ぎ・共同保育」の期間について

アンケートでは、保護者・法人・市立職員の三者とも、移管前1年間（4～3月）の引継ぎ及び3か月（1～3月）の共同保育期間について、「ちょうどよい」という回答を最も多くいただいています。前回の検証に引き続き、一定の評価を得ていることから、これからも同様の期間を設け、丁寧に引継ぎを実施する必要があります。

ただし、共同保育期間については、3分の1余りの保護者から「短い」との回答もいただいています。具体的には、「もう少し長い方が先生も親も余裕が持てると思う」などのご意見がありました。

ウ 移管後のアフターフォロー等について

アンケートでは、移管前の市立職員が移管後の園を訪問するアフターフォローについて、法人及び市立職員の双方から、移管前の引継ぎを補完するものとして「適当である」といった意見が多数を占めているため、現状と同様の期間や頻度を基本に、引き続き対応していきます。

(4) 法人選考委員会

現在の法人選考の進め方については、法人選考委員会において、毎年度振り返りを行い、課題を抽出し、改善事項を次年度の選考に引き継いでいるため、このまま続けていくべきという意見を多くいただきました。引き続き、法人選考方法や選考基準については、委員会での活発な議論の下、より良い法人選考となるよう見直しをしていく必要があります。

2 今後検討すべき課題

(1) 移管等対象園についての情報提供

法人へのアンケートでは、民間移管への応募を検討するにあたり、現在運営している保育所との位置関係など、立地条件を重視する傾向が見られました。中には、移管等対象園のうち、具体的に応募を希望する園名を挙げている法人もありました。事業計画を参考に計画的に応募に向けた準備を進めることができるようになったことで、法人が希望園を絞り込む傾向が出てきたものと考えられます。法人が、運営園と移管園の立地を生かした取組等を計画しやすいよう、市内で保育所を運営する法人への情報提供を更に充実していきます。

また、民間移管事業では、移管後の安定した園運営が期待できる施設長及び保育士を配置するために、一定程度の経験年数を移管条件として定めていますが、法人からの意見では、施設長又は保育士について、経験のある職員の確保が難しいという声がありました。

法人募集にあたっては、引き続き、移管条件の趣旨を丁寧に説明していく必要があります。また、今後の移管等対象園については、各園の特色や法人が職員を確保するために必要な情報等を早めに提供していくことを検討する必要があります。

(2) 老朽化した施設・設備等の環境改善に対する支援

移管先法人へのアンケートでは、「施設の老朽化が進んでおり、移管直後から修繕等の対応が必要だった」との回答がありました。補助金等を活用していただきながら、各施設の状況に応じた保育環境の改善が進められるよう、引き続き、法人への支援を行っていく必要があります。

3 今後の民間移管事業の実施にあたって

市立保育所の民間移管事業は、子どもや保護者をはじめ、移管先法人、地域の方々など、関係者の皆様の御理解、御協力があって円滑に進めることのできる事業と考えています。今後も引き続き、関係される皆様に対し、十分な説明と適切な情報提供を行っていくとともに、様々な御意見をいただきながら、事業計画に沿って、丁寧に移管事業を推進していきます。

移管等対象園と今後の事業計画（30年度以降）

移管年度	移管等対象園（園名は行政区順）
30	菅田（神奈川）、並木第二（金沢）、下瀬谷（瀬谷）
31	上永谷西（港南）、川島（保土ケ谷）、杉田（磯子）、荏田西（青葉）
32～34	清水ケ丘、三春台（南）、笹下南、野庭（港南）、川井宿、白根（旭） 滝頭（磯子）、竹山（緑）、荏田北（青葉）、茅ヶ崎（都筑）、俣野（戸塚）、 細谷戸（瀬谷）
35～36	上大岡東（港南）、向台（保土ケ谷）、釜利谷（金沢）、 菊名（港北）、舞岡（戸塚）、上郷※、公田（栄）

※ 移管を延期していた上郷保育園については、35年度以降の移管とします。